

令和7年度こどもの権利擁護部会の開催状況

1 所掌事項

- (1) 施設入所など児童相談所の措置が、児童又は保護者の意向と一致しない事例や児童相談所長が必要と認めた事例について、諮問を受けて答申すること。
- (2) 児童相談所が関わるこどもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例について、諮問を受けて答申すること。
- (3) 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受け、その報告に係る意見を述べること。
- (4) 立入調査や一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (5) 措置等に対する意見又は意向に関して、児童からの申立てを受け、調査審議及び意見を述べること。

2 開催状況（令和8年3月31日現在）

- (1) 開催回数 5回
- (2) 諮問件数
 - ア 児童又は保護者の意向と一致しない事例 5件
 - イ 児童相談所長が必要と認めた事例 1件
 - ウ 児童相談所が関わるこどもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例 0件
- (3) 被措置児童等虐待の状況報告

受理	調査済	虐待 該当	虐待該当内訳				
			社会的養 護関係施 設・事業	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等	保育所等
11件	4件	0件	0	0	0	0	0

※ 未報告の事例7件は、令和8年度に報告を行う。

※ 区が他自治体の施設等に措置した被措置児童の虐待に係る報告件数は1件。

- (4) 一時保護等の実施状況
児童相談所の出頭要求等及び一時保護実施状況の報告
- (5) 児童からの申立て事例
0件
- (6) その他報告事項
 - ア 諮問事例の経過報告 3件（延べ4回）
 - イ 児童福祉法33条延長事例 1件
 - ウ 児童福祉法等の改正に伴う文京区児童福祉審議会の対応について
 - エ 文京区こどもの意見表明等支援事業の実施について